

自己点検シート

- 令和3年4月改正対応版 -

(介護予防支援)

事業所名・施設名 ()

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
1 基本方針	① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われていますか。	条例第2条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われていますか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行われていますか。	第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 町、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。	第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。	解釈通知3(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 指定申請者	① 指定申請者は、法人ですか。	条例第3条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	② 当該法人若しくはその役員又は当該法人の経営に実質的に参加している者は、毛呂山町暴力団排除条例（平成24年毛呂山町条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者はありませんか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	職員の員数 事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置いていますか。 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所に保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、必要数を配置しなければならない。この担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てる必要がある。 ① 保健師 ② 介護支援専門員 ③ 社会福祉士 ④ 経験ある看護師 ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事 なお、担当職員は、上記の要件を満たす者であれば、当該介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職員等と兼務して差し支えないものであり、また、利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者については、上記の要件を満たしていなくても差し支えないものである。	条例第4条 H18解釈通知第22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4	管理者 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 兼務している場合は、兼務の内容 () ※ 指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所以外の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができる。	条例第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>指定介護予防支援事業所に置くべき管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないが、介護予防支援の業務又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの業務に従事する場合はこの限りでないこととされている。</p> <p>指定介護予防支援事業所の管理者は、指定介護予防支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの業務を兼務して、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。</p>	H18 解釈通知 第2 2(2)				
5 内容及び手続の説明及び同意	① 介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	条例第6条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が、基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めていますか。	第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>④ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、①の文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるものにより提供していますか。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法 (電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>⑤ ④の方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものですか。</p>	第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>⑥ ④の方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていますか。</p> <p>(1) ④に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p>	第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	⑦ ⑥の承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し重要事項の提供を電磁的方法によってしていませんか。	第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6	提供拒否の禁止 正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいませんか。 なお、ここでいう正当な理由とは、①利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、②利用申込者が他の指定介護予防支援事業者にも併せて指定介護予防支援の依頼を行っていることが明らかな場合等である。	条例第7条 H18解釈通知第23(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7	サービス提供困難時の対応 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	条例第8条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	受給資格等の確認 介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。	条例第9条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9	要支援認定の申請に係る援助 ① 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。	条例第10条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10	身分を証する書類の携行 事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 当該証書等には、当該指定介護予防支援事業所の名称、当該担当職員の氏名を記載した上、写真を貼付したものとすることが望ましい。	条例第11条 H18解釈通知第23(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
11	利用料等の受領	介護予防支援を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	条例第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12	保険給付の請求のための証明書の交付	提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。	条例第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	指定介護予防支援の業務の委託	介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守していますか。	条例第条				
		(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため毛呂山町介護保険運営審議会の議を経なければならないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲及び業務量について配慮すること。 配慮の内容 ()		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、条例の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。 措置の内容 ()		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14	法定代理受領サービスに係る報告	① 毎月、町（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。	条例第15条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	② 介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、町(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出していますか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
15	書類の交付	要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	条第16条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16	町への通知	介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知していますか。 (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	条第17条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17	管理者の責務	① 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条第18条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		② 管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者がこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18	運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。	条第19条				
		(1) 事業の目的及び運営の方針		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 職員の職種、員数及び職務内容		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) 営業日及び営業時間		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(5) 通常の事業の実施地域		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(6) 虐待の防止のための措置に関する事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※平成6年3月31日までの経過措置あり。						

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	(7) その他運営に関する重要事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
19	勤務体制の確保	① 利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。	条令第20条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		② 事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供していますか。 ※ 担当職員を補助する業務を除く。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③ 担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		④ 適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20	業務継続計画の策定等	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	条令第20条の2第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		② 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 ※ 令和6年3月31日までの間は経過措置あり。	第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21	設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	条令第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22	職員の健康管理	職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	条令第22条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。	条令第22条の2				

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置あり。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
24	<p>24 掲示</p> <p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p>② ①の書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示していますか。</p>	<p>条令第23条第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
25	<p>25 秘密保持</p> <p>① 事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p>② 事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p>	<p>条令第24条第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<p>第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
26	<p>26 広告</p> <p>広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものではありませんか。</p>	<p>条令第25条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27	<p>27 利益収受の禁止等</p> <p>① 事業者及び事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。</p>	<p>条令第26条第1項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	② 事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
28 苦情処理	① 自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。	条例第27条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 自ら提供した指定介護予防支援に関し、町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告していますか。	第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 自らが介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。	第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑥ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29 事故発生時の対応	① 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	条例第28条 第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	② 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。	第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30	虐待の防止	条例第28条の2				
	(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	※ 令和6年3月31日までの間は経過措置あり。					
31	会計の区分	条例第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。					
32	記録の整備	条例第30条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。					
	② 利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる記録については、5年間保存しなければならない。	第2項				
	(1) 第32条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)	
			適	不適	非該当		
	(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア 介護予防サービス計画 イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録 ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録 オ 第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 町への通知に係る記録	(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(4) 苦情の内容等の記録	(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
33	基本取扱方針	① 利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮していますか。	条例第31条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		② 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。	第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		③ 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
34	具体的取扱方針	基本方針及基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによっていますか。	条例第32条				
		(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。次条第5号において同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。 ア 運動及び移動 イ 家庭生活を含む日常生活 ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ 健康管理		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 担当職員は、前号の規定による支援すべき総合的な課題の把握（次号及び第14号において「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況、利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(16) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	<p>(17) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下この号において「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(18) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合</p> <p>イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(19) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>(20) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(21) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(22) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービスに係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(26) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(27) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(28) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(29) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(30) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の4第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
35	介護予防支援の提供に当たっての留意点	介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意していますか。	条別第33条			
	(1) 単に運動機能、口腔機能等の特定の機能及び栄養状態の改善のみを目指すのではなく、これらの機能の改善、環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法 (別紙可)
			適	不適	非該当	
	(6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個性を重視した効果的なものとする。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

法：介護保険法

規則：介護保険施行規則

条例：毛呂山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

H18 留意事項：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号厚生労働省振興課長、老人保健課長連名通知）